

■労働関係指標【令和5年10月値】

完全失業率 (季節調整値)	2.5% (前月に比べて0.1ポイント低下)	有効求人倍率 (季節調整値)	1.30倍 (前月に比べて0.01ポイント上昇)
就業者数 (季節調整値)	6,749万人 (前年同月比18万人増加)	現金給与額 (特別に支払われた給与を除く)	277,700円 (前年同月比0.6%増)

Topics 1. 令和6年人事労務に関する法改正

マロニエ通信でご紹介した、令和6年施行予定の法改正及び人事労務の重要事項の概要をまとめました。既にご紹介しました内容については、その概要と掲載号を記載しています。詳しくは各号をご確認ください。

施行時期	主な改正	マロニエ通信掲載号
令和6年 4月1日	労働条件明示事項の改正	2023年 5月 243号 2023年 12月 250号
令和6年 4月1日	裁量労働制の見直し	2023年 10月 248号
令和6年 4月1日	障害者法定雇用率の引き上げ	2023年 6月 244号
令和6年 10月1日	社会保険適用拡大	2022年 10月 236号
令和6年 12月2日	健康保険被保険者証の廃止	本号

Point1 概要説明

●労働条件明示事項の改正

労働条件の明示事項に「就業場所・業務の変更範囲」、有期雇用契約の場合はそれに加え「更新上限の有無と内容」「無期転換申し込み機会・無期転換後の労働条件」が追加されます。

●裁量労働制の見直し

労使協定に「本人の同意を得ること」「同意をしなかった場合に不利益な取り扱いをしないこと」「制度の適用に関する同意の撤回手続きについて定めること」「同意とその撤回に関する記録を保持すること」の4事項を追加する必要があります。

●障害者法定雇用率の引き上げ

法定雇用障害者数・障害者雇用納付金の算出に使われる法定雇用率が令和6年4月・令和8年7月にそれぞれ段階的に引き上げられます。令和6年4月からは従前の2.3%から0.2%引き上げられた2.5%となります。

●社会保険適用拡大

短時間労働者への被用者保険の適用要件のうち、企業規模要件が令和4年10月に「社会保険被保険者数101人以上」まで引き下げられました。令和6年10月からは「社会保険被保険者数51人以上」まで引き下げられます。

Point2 令和6年12月2日 健康保険被保険者証の廃止

マイナンバー法の改正により、マイナンバーカードと健康保険被保険者証の一体化が決定されました。

令和6年12月2日以降は健康保険被保険者証の新規発行がなくなり、既に発行済みの健康保険被保険者証は最長1年間のみ有効とみなす経過措置が取られますが、原則としてマイナンバーカードを健康保険被保険者証として利用する必要があります。

マイナンバーカードを保有していない場合やマイナンバーカードによる医療機関への受診が難しい場合を踏まえ、医療機関受診におけるマイナンバーカードの代替となる「資格確認書」の発行が予定されています。

発行の様式については現行の実務・システムを活用して行うため、健康保険被保険者証と同様のサイズ・素材での発行が想定されますが、資格確認書が健康保険被保険者証と異なる点として、保険者ごとに5年以内の有効期間が設定され、更新を行うこととなります。保険者の情報公開を踏まえ、有効期間の更新、「資格確認書」の交付方法などを確認していただく必要がございます。

ご不明な点は、弊社担当者までお問合せください。

Topics 2. 業務委託と労働契約の違い

昨秋、宝塚歌劇団の劇団員が亡くなった事件は記憶に新しいところです。劇団員の方は業務委託契約だったということですが、一方で過酷な労働状況や拘束の強さなどが明らかになり、労働基準監督署が立ち入り調査に入る展開となりました。

「業務委託と労働契約」は何が違うのでしょうか。あらためて考えてみたいと思います。

Point1 業務委託契約とは

業務委託とは、民法で規定されている「請負契約」「委任契約」「準委任契約」を総称する言葉です。業務の目的、報酬の対象により契約の形式や名称は異なりますが、業務の一部またはすべてを外部に委託し、その仕事の完結や業務遂行に対して報酬を支払う契約です。

これに対して労働契約とは、労働者が使用者に使用されて労働に従事し、使用者はそれに対して賃金を支払う契約です。(労働契約法第6条)

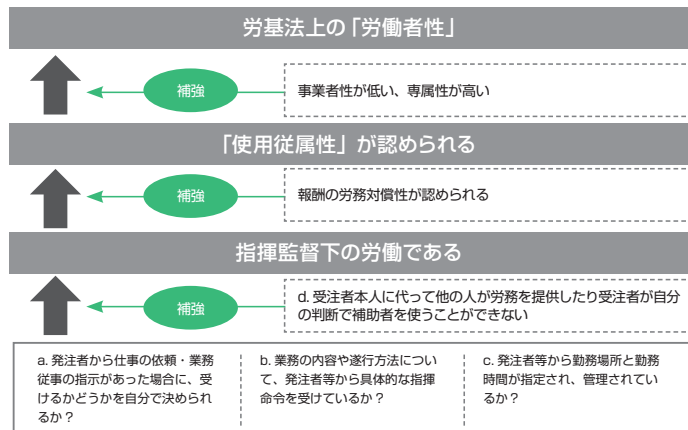
Point2 労働者性の判断

労働基準法における「労働者」の概念は次のとおりです。「事業または事務所に使用される者(①)で、賃金を支払われる者(②)」(労働基準法第9条)

- ①使用される＝指揮監督下の労働(労働が他人の指揮監督下において行われるかどうか)
- ②賃金を支払われる＝報酬の労務対償性(報酬が「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうか)

上記から使用従属性が認められると、労働者として労働基準法、労災保険法、健康保険法等の保護の対象となります。使用従属性や労働者性の判断は、**契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて行われます。**

【「労働者性」の各判断基準の関係性】



出典：フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン

高い専門性を持つ人に業務を任せるという業務委託契約の本来のメリットをより活かすためにも、契約内容を正しく理解し利用することが大切です。

Topics 3. 「改めて、社会保障協定」

社員が日本人か外国人か、海外に赴任するか来日するかに関わらず、税務上の居住者/非居住者の扱いと、厚生年金保険に関する社会保障協定上の取り扱いは、常に留意が必要です。昨年、社会保障協定については知られていないことが多いと感じる機会が何度もありましたので、改めて注意すべき点を纏めてみたいと思います。

1. 厚生年金脱退一時金と社会保障協定の選択

外国人社員が退職して本国に帰国する際などには、厚生年金脱退一時金を請求することが一般的です。ここで一番気をつけるべき点は、脱退一時金を受給すれば、それまでの厚生年金記録が消えてしまいますので、社会保障協定に基づく年金受給のための期間通算計算はゼロに戻ってしまうということです。同じ会社でなくとも、再び日本で勤務する可能性があるのであれば、現時点で脱退一時金を請求するのか、将来的に社会保障協定上の期間通算を利用して通常の老齢年金を受給するのか、慎重に検討する必要があります。後々のトラブルを避けるため、どちらにするかの最終選択は、社員本人にしておさうべきと考えます。

2. 相手国により社会保障協定の内容が異なる

社会保障協定は、「年金通算協定」と別称されることもあり、年金保険に関する取決めが中心ですが、それが全てではなく、相手国によりその内容が異なります。例えば、米国との社会保障協定には年金保険と健康保険が含まれ、オランダとの協定では年金保険、健康保険に加えて雇用保険も含まれています。

また、相手国によっては、年金加入期間の通算ができません。一般的には、社会保障協定の主な目的は、年金保険料の二重払いの防止と、年金加入期間の通算による掛け捨ての防止ですが、英国・韓国・中国との社会保障協定では、前者のみについて規定して後者は規定していないため、加入期間通算はできないのです。その意味で、「年金通算協定」という別称は、正確性を欠きます。

3. 日本では厚生年金制度への特例加入もできる

以前は、英国との間でのみ、年金制度への二重加入特例が認められていましたが、2012年3月より、全ての社会保障協定国に対し、厚生年金保険への特例加入が可能になりました。すなわち、当初から赴任予定期間が5年間を超えるため、本来であれば相手国の年金制度のみに加入すべきところ、年金事務所に「厚生年金保険特例加入被保険者資格取得届」を提出することで、相手国の年金制度に加入しながら、日本の厚生年金制度に加入することが可能です。厚生年金に加入すれば、企業年金への加入も可能になります。会社の負担は増えますが、社員にとっては将来、日本の老齢年金を海外赴任期間分も受給できることになり、福利厚生として手厚いものになります。

本稿執筆時点では、社会保障協定の発効国は22ヶ国、署名済未発効の国が1ヶ国(イタリア)あります。社員が国境を越えて異動する場合には、日本との社会保障協定の有無およびその内容を、必ず確認していただきたいです。

国際業務担当ディレクター 米国税理士 成田元男

編集後記《睦月》 還暦の新幹線

あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。昨年は、コロナ禍の自粛ムードから解放され久しぶりに旅行や帰省などで新幹線を利用された方も多かったのではないのでしょうか。そんな新幹線も今年10月に誕生から60年、還暦を迎えます。今では日本に欠かせない交通手段となった新幹線ですが、建設時にはこれからの時代の移動手段は飛行機が主流になるという考えがあり、必要性を疑問視する声も少なからずあったようです。この話を知ったとき、どのようなことでも新しいことを始めようとするときには反対や

心配の声が上がるものだと改めて感じました。

弊社では、お客様からこの規則の変更はどうか、他社ではどんな事例があるのかなど、新しいことを始める際の不安や懸念のご相談をいただく機会がございます。私たちはスピードでは夢の超特急には敵いませんが、お客様が新しい目的地へ向かう際、安心して一歩を踏みだせるような安心感を提供し、一緒にその目的地まで伴走してほしいと思われる存在でありたいと思います。(正)



バックナンバーはこちらから!

<https://www.arcandpartners.com/blog/maronie>

